

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公開番号】特開2015-69737(P2015-69737A)

【公開日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2013-200897(P2013-200897)

【国際特許分類】

H 01 M 8/24 (2006.01)

H 01 M 8/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M 8/24 E

H 01 M 8/10

H 01 M 8/24 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月1日(2015.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

燃料電池スタックに積層される発電を行わないダミーセルであって、

前記ダミーセルの外観は、前記燃料電池スタックに用いられ発電を行^う発電セルの外観と共通する外観を呈する共通外観部と、前記発電セルの外観とは異なる外観を呈する非共通外観部とを有している、ダミーセル。

【請求項2】

請求項1に記載のダミーセルにおいて、

前記非共通外観部は、前記発電セルと前記ダミーセルとを積層して燃料電池スタックを構成した状態において外部から視認可能な位置に設けられている、ダミーセル。

【請求項3】

請求項2に記載のダミーセルにおいて、

前記非共通外観部は、色と形状の少なくとも一方が前記発電セルと異なる、ダミーセル。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか一項に記載のダミーセルにおいて、

前記発電セルは、

膜電極接合体を有するとともに、前記膜電極接合体の外縁をゴム又は樹脂で囲うフレームを有する発電部と、

前記発電部を挟持するセパレータープレートと、

を有し、

前記ダミーセルは、

膜電極接合体を有さずに導電性部材を有するとともに、前記導電性部材の外縁をゴム又は樹脂で囲うフレームを有する非発電部と、

前記発電セルのセパレータープレートと同一の形状を有し、前記非発電部を挟持するセパレータープレートと、

を有し、

前記非共通外観部は、前記ダミーセルの前記フレームの一部である、ダミーセル。

【請求項 5】

燃料電池スタックであって、

積層された複数の発電セルを有する第1の積層体と、

前記第1の積層体の積層方向の少なくとも一方の端部に設けられた請求項1～4のいずれか一項に記載のダミーセルと、

前記複数の発電セル及び前記ダミーセルが積層された第2の積層体の両端に設けられたターミナルプレートと、

を備える、燃料電池スタック。